

180日を超える入院にかかわる 特別料金の徴収について

※1日につき2,730円(税込)

- ◆厚生労働大臣の定めるところにより、180日を超えて長期間ご入院されている患者さんから、通常は健康保険が負担する入院基本料の一部を特別料金として徴収させていただくことになりました。
- ◆ただし、厚生労働大臣が定めた特別な状態にあたる患者さんには適応されません。
- ◆また、特別の料金を請求させていただく方には、事前にご連絡いたします。
- ◆ご不明な点がございましたら、各病棟担当の医事課員までお問い合わせください。

済生会川口総合病院

2022.4.1 医事課 【施設基準等に該当】